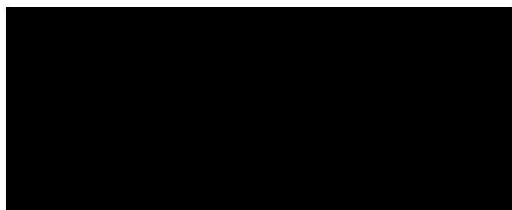


2023 年 10 月 17 日

知立市議会議長 小林 昭式 殿

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修
中島 孝之

**「子どもの医療費助成制度を 18 歳年度末まで、拡充を求める意見書」
採択についての請願書**

【請願の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は 53 市町村（98%）が実施しています。さらに、入院・通院とも「18 歳年度末まで無料」は 30 市町村（56%）が実施し、入院の「18 歳年度末まで無料」は 51 市町村（94%）が実施しています。（2023 年 8 月 1 日時点、実施予定を含む）

一方で、愛知県制度の対象範囲は 2008 年度以降改定されておらず、県内の市町村の水準には大きな後れをとっています。この間、鳥取県や群馬県が県制度として通院・入院とも 18 歳年度末までの対象年齢引き上げ、自己負担・所得制限なく窓口無料とすることを発表しています。

このように全国で対象拡大が進められる中、愛知県でも通院・入院ともに 18 歳年度末までの対象年齢引き上げが求められています。

そのため、「子どもの医療費助成制度を 18 歳年度末まで、拡充を求める意見書」の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書（例）を添付させていただきます。

子どもの医療費助成制度を 18 歳年度末まで、拡充を求める意見書(案)

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は 53 市町村(98%)が実施している。さらに、入院・通院とも「18 歳年度末まで無料」は 30 市町村(56%)が実施し、入院の「18 歳年度末まで無料」は 51 市町村(94%)が実施している。(2023 年 8 月 1 日時点、実施予定を含む)

一方で、愛知県制度の対象範囲は 2008 年度以降改定されず、県内の市町村の水準には大きな後れをとっている。この間、鳥取県や群馬県が県制度として通院・入院とも 18 歳年度末までの対象年齢引き上げ、自己負担・所得制限なく窓口無料とすることを発表している。

このように全国で対象拡大が進められる中、愛知県でも通院・入院ともに 18 歳年度末までの対象年齢引き上げが求められている。

以上のことから、愛知県において、次の事項の改善を求める。

- 1.子ども医療費助成制度を 18 歳年度末まで拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

2023年10月17日

知立市議会議長 小林 昭弼 殿

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修
中島 孝之

「国民健康保険への愛知県独自の支援を求める意見書」採択についての請願書

【請願の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

国の国民健康保険制度改革では、「所得水準が低い」「保険料負担が重い」など、国保の「構造的問題」を解決できるのかが大きな課題となっています。

しかしながら、愛知県は、県独自にこれら構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国保への事業費補助金を2014年度から廃止しました。この事業は、県の2013年度事務事業評価調書で「必要性は高い」「休廃止の影響は大きい」と評価されています。

また、国保運営の都道府県単位化にともない、保険者としての愛知県には、国保の構造的問題解消のために、一層大きな役割が求められており、愛知県独自の国民健康保険への支援を行うことが必要です。

そのため、「国民健康保険への愛知県独自の支援を求める意見書」の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書（例）を添付させていただきます。

国民健康保険への愛知県独自の支援を求める意見書(案)

国の国民健康保険制度改革では、「所得水準が低い」「保険料負担が重い」など、国保の「構造的問題」を解決できるのかが大きな課題となってきた。

しかしながら、愛知県は、県独自にこれら構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国保への事業費補助金を 2014 年度から廃止した。この事業は、県の 2013 年度事務事業評価調書で「必要性は高い」「休廃止の影響は大きい」と評価されている。

また、国保運営の都道府県単位化にともない、保険者としての愛知県には、国保の構造的問題解消のために、一層大きな役割が求められる。

したがって、愛知県において、次の事項の改善を求める。

- 1.国民健康保険への愛知県独自の支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

知立市議会議長 小林 昭弼 殿

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修
中島 芳之

**「地域の医療・介護・福祉・保育の充実と新型コロナウイルス感染症にかかわる支援強化を
求める意見書」採択についての請願書**

【請願の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

愛知県は県内を11の構想区域に分け、区域ごとに2025年における必要病床数を計算しています。しかしこれはコロナ以前に立てられた計画であり、新型コロナウイルス感染症による感染症病床、高度急性期・急性期病床の必要性が高まっている状況は加味されていません。

新型コロナウイルス感染症は5類となっても脅威は変わらず、今後もいつまた新たな感染症が発生するかもわからない状況です。コロナ禍で入院できずに自宅で亡くなる事例も多発しました。感染症や災害など不測の事態に対応するためには、普段から余裕ある病床数の確保と人員の配置が必要です。

長引くコロナ禍で、医療・介護・福祉・保育現場の負担が増えており、病気休暇や退職者が増え、ますます人手不足が悪化しています。感染拡大の影響による経営悪化から、スタッフの賃金カットにつながる事例も起こっています。医療や介護、福祉、保育は、大変公共性の高い分野であり、本来は事業所の運営や、安全・安心な職員体制、働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。一方、愛知県としても、ケア労働者が安心して働き続けられ、地域の医療・介護・福祉・保育施設の経営を守るために、公的な財政措置を含めた支援が求められます。

そのため、「地域の医療・介護・福祉・保育の充実と新型コロナウイルス感染症にかかわる支援強化を求める意見書」の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書（例）を添付させていただきます。

地域の医療・介護・福祉・保育の充実と 新型コロナウイルス感染症にかかわる支援強化を求める意見書(案)

愛知県は県内を 11 の構想区域に分け、区域ごとに 2025 年における必要病床数を計算しています。しかしこれはコロナ以前に立てられた計画であり、新型コロナウイルス感染症による感染症病床、高度急性期・急性期病床の必要性が高まっている状況は加味されていない。

新型コロナウイルス感染症は 5 類となっても脅威は変わらず、今後もいつまた新たな感染症が発生するかもわからない状況である。コロナ禍で入院できずに自宅で亡くなる事例も多発した。感染症や災害など不測の事態に対応するためには、普段から余裕ある病床数の確保と人員の配置が必要である。

長引くコロナ禍で、医療・介護・福祉・保育現場の負担が増えており、病気休暇や退職者が増え、ますます人手不足が悪化している。感染拡大の影響による経営悪化から、スタッフの賃金カットにつながる事例も起こっている。医療や介護、福祉、保育は、大変公共性の高い分野であり、本来は事業所の運営や、安全・安心な職員体制、働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきである。ケア労働者が安心して働き続けられ、地域の医療・介護・福祉・保育施設の経営を守るために、公的な財政措置を含めた支援の強化をするよう、下記の事項について愛知県に要望する。

1. 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保すること。感染症病床を増床し確保すること。
2. 医療・介護・福祉・保育施設において、感染予防に係る費用の増大分を支援すること。
3. ケア労働者に対し、定期的な PCR 検査を公費で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

2023年10月17日

知立市議会議長 小林 昭弼 殿

(請願団体)

(紹介議員)

佐藤 修
中島 孝之

**「地域医療介護総合確保基金を活用し医療・介護・福祉職場への補助を
拡充することを求める意見書」採択についての請願書**

【請願の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

国は2014年度に消費税が5%から8%に増税となった際の増収分等を活用した地域医療介護総合確保基金を創設し、各都道府県に設置し、2023年度は全体予算が1763億円（医療分1029億円、介護分734億円）となっています。都道府県ごとに将来必要な医療・介護体制の確保のための計画を立て基金を活用していくことになっていますが、国の想定よりも都道府県からの計画が上がらず基金が十分に活用されていません。とりわけ、医療・介護・福祉労働者の処遇に関しては、2022年6月にまとめられた公的価格評価検討委員会の中間整理では「専門性に比して未だ低い状況」と、医療12000円、介護・福祉9000円のベースアップのための処遇改善を実施しながらも、さらなる処遇改善が必要だとしています。しかしながら、公的価格検討委員会は2022年12月以降開催されておらず、具体的な賃金引き上げの検討はすすんでいません。このような状況からも、地域医療介護総合確保基金を活用した人材確保対策を市町村や関係事業者から意見を幅広くあつめ、新規事業実施をすすめることが求められています。

また2022年4月から食品や電気・ガスなどのエネルギー価格の高騰が続いています。8月8日に報告された毎月勤労統計調査の速報値では、名目賃金は前年同月比で15カ月連続プラスにも関わらず、消費者物価指数をふまえた実質賃金は前年同月比18カ月連続マイナスとなり、多くの市民にとって生活が困窮しています。とりわけ医療・介護・福祉・保育など、公的価格によって運営されるケア労働の現場では深刻な問題です。現在、物価・エネルギー高騰対策の補助金がありますが、補助金がなくなればたちまち施設運営が困難となり利用料に転嫁されてしまい、利用控えがおきかねない状況です。さらには職員に対する物価高騰支援は行われていないままです。2024年4月から、医療・介護・障害の3分野で報酬改定が行われますが、報酬改定に組み込まれてしまえば利用者負担に跳ね返ってしまうことから、報酬改定とは別での補助金として地域医療介護総合確保基金の活用をすすめるべきです。

そのため、「地域医療介護総合確保基金を活用し医療・介護・福祉職場への補助を拡充することを求める意見書」の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書（例）を添付させていただきます。

地域医療介護総合確保基金を活用し 医療・介護・福祉職場への補助を拡充することを求める意見書(案)

国は2014年度に消費税が5%から8%に増税となった際の増収分等を活用した地域医療介護総合確保基金を創設し、各都道府県に設置し、2023年度は全体予算が1763億円(医療分1029億円、介護分734億円)となっている。都道府県ごとに将来必要な医療・介護体制の確保のための計画を立て基金を活用していくことになっているが、国の想定よりも都道府県からの計画が上らず基金が十分に活用されていない。とりわけ、医療・介護・福祉労働者の処遇に関しては、2022年6月にまとめられた公的価格評価検討委員会の中間整理では「専門性に比して未だ低い状況」と、医療12000円、介護・福祉9000円のベースアップのための処遇改善を実施しながらも、さらなる処遇改善が必要だとしている。しかしながら、公的価格検討委員会は2022年12月以降開催されておらず、具体的な賃金引き上げの検討はすすんでいない。このような状況からも、地域医療介護総合確保基金を活用した人材確保対策を市町村や関係事業者から意見を幅広くあつめ、新規事業実施をすすめることを強く要望する。

また2022年4月から食品や電気・ガスなどのエネルギー価格の高騰が続いている。8月8日に報告された毎月勤労統計調査の速報値では、名目賃金は前年同月比で15か月連続プラスにも関わらず、消費者物価指数をふまえた実質賃金は前年同月比18か月連続マイナスとなり、多くの市民にとって生活が困窮している。とりわけ医療・介護・福祉・保育など、公的価格によって運営されるケア労働の現場では深刻な問題である。現在、物価・エネルギー高騰対策の補助金がうたれているが、補助金がなくなればたちまち施設運営が困難となり利用料に転嫁されてしまい、利用控えがおきかねない。さらには職員に対する物価高騰支援は行われていないままである。2024年4月から、医療・介護・障害の3分野で報酬改定が行われるが、報酬改定に組み込まれてしまえば利用者負担に跳ね返ってしまうことから、報酬改定とは別での補助金として地域医療介護総合確保基金の活用をすすめるべきである。利用者の生活、職員の生活、施設の運営を守るために、以下のことを愛知県に要望する。

- 1、地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにすること。
- 2、地域医療介護総合確保基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で運営される職場に対し、物価高騰対策を今まで以上に行うこと。特に職員処遇に関する手当を支給すること。また、保育分野にもひろげること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

2023年10月17日

知立市議会議員 小林 昭弼 殿

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修

中島 孝之

「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択についての請願書

【請願の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

政府は、今年の通常国会で、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することを含んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（マイナンバー法等一部「改正」法案）」を成立させ、来年秋の保険証廃止に向けて準備を進めています。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化については、法案審議の過程やその後の各種調査でのなかで様々な問題が明らかになってきています。別人情報が登録されている事例など、大きな事故に繋がりがねない重大なトラブルも続々と報告されています。このような問題を解決しないまま、来年秋に現行の健康保険証を廃止することは国民の健康と命を脅かすものです。

高齢者施設では、これまで健康保険証を施設で管理している例が多かったのですが、施設からは「マイナンバーカードの管理は困難」との声が多数あがっています。高齢者施設の利用者・入所者は医療へのアクセスに困難を抱えることになり、現場が大混乱に陥ります。

健康保険証の廃止ありきで、代理交付・申請補助や第三者によるマイナンバーカード管理を進めるため、協力を求められる医療・介護現場には負担と責任が課せられ、人手不足にも拍車がかかることとなります。自治体の窓口でも発行業務に加えて、住民からの相談への対応も迫られており、現場への負荷が大きくなっています。

これらの問題を解決するのにもっとも有効な方法は、これまで同様、健康保険証は全員に交付した上で、マイナンバーカードの保険証利用は任意とすることです。

このため、国において、現行の健康保険証を廃止することを中止し、来年秋以降も健康保険証の発行を継続するよう転換することが必要です。

こうしたことから、「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書（例）を添付させていただきます。

国への意見書①

現行の健康保険証の存続を求める意見書(案)

政府は、今年の通常国会で、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することを含んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（マイナンバー法等一部「改正」法案）」を成立させ、来年秋の保険証廃止に向けて準備を進めている。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化については、法案審議の過程やその後の各種調査でのなかで様々な問題が明らかになってきている。別人情報が登録されている事例など、大きな事故に繋がりがかねない重大なトラブルも続々と報告されている。このような問題を解決しないまま、来年秋に現行の健康保険証を廃止することは国民の健康と命を脅かすものである。

高齢者施設では、これまで健康保険証を施設で管理している例が多かったが、施設からは「マイナンバーカードの管理は困難」との声が多数あがっている。高齢者施設の利用者・入所者は医療へのアクセスに困難を抱えることになり、現場が大混乱に陥る。

健康保険証の廃止ありきで、代理交付・申請補助や第三者によるマイナンバーカード管理を進めるため、協力を求められる医療・介護現場には負担と責任が課せられ、人手不足にも拍車がかかる。自治体の窓口でも発行業務に加えて、住民からの相談への対応も迫られており、現場への負荷が大きくなっている。

これらの問題を解決するのにもっとも有効な方法は、これまで同様、健康保険証は全員に交付した上で、マイナンバーカードの保険証利用は任意とすることである。

このため、国においては、現行の健康保険証を廃止することを中止し、来年秋以降も健康保険証の発行を継続するよう転換することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣 宛

知立市議会議長 小林 昭式 殿

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修

中島寿之

「国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書」採択についての請願書

【請願の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

2021年6月、国保運営方針に「保険料水準の統一」と「市町村独自の法定外繰入の解消」を明記させる「国民健康保険法の一部改正案」が成立しました。この動きにたいして、全国市長会・全国町村会は、「地方分権の趣旨に反する」「国が一方的に論議を押し付けることは受け入れられない」と批判し、全国知事会も社会保障審議会医療保険部会で、「具体化にあたっては、地方との十分な論議が必要で、強制すべきでない」と意見をあげています。市町村の自主性を堅持するためにも、国民健康保険に対する国の財政支援は重要です。

医療費に占める国庫補助金の割合は、1982年には50%でしたが、2023年度は36.4%となっており、国民健康保険制度の安定化のためには国庫負担の抜本的増額は不可欠です。

出産手当制度に関しては、上記「国民健康保険法の一部改正」では、参院で附帯決議が採択され、「少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方を検討すること」という項目が明記されました。

また、国民健康保険法では、「保険者は（中略）傷病手当金の支給その他保険給付を行うことができる」（第58条2項）としており、保険者に委任される任意給付となっています。加入する医療保険制度の違いによって、受けられる保険給付の内容が異なる事態を解消するために、国としてすべての加入者を対象にした傷病手当制度が必要です。

以上のことから、「国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書」の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書（例）添付をさせていただきます。

国への意見書②

国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや

出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書(案)

2021年6月、国保運営方針に「保険料水準の統一」と「市町村独自の法定外繰入の解消」を明記させる「国民健康保険法の一部改正案」が成立した。この動きにたいして、全国市長会・全国町村会は、「地方分権の趣旨に反する」「国が一方的に論議を押し付けることは受け入れられない」と批判し、全国知事会も社会保障審議会医療保険部会で、「具体化にあたっては、地方との十分な論議が必要で、強制すべきでない」と意見をあげている。市町村の自主性を堅持するためにも、国民健康保険に対する国の財政支援は重要である。

医療費に占める国庫補助金の割合は、1982年には50%あったが、2023年度は36.4%となっており、国民健康保険制度の安定化のためには国庫負担の抜本的増額は不可欠である。

出産手当制度に関しては、上記「国民健康保険法の一部改正」では、参院で附帯決議が採択され、「少子化対策等の観点で踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方を検討すること」という項目が明記された。

また、国民健康保険法では、「保険者は(中略)傷病手当金の支給その他保険給付を行うことができる」(第58条2項)としており、保険者に委任される任意給付となっている。加入する医療保険制度の違いにより、受けられる保険給付の内容が異なる事態を解消するために、すべての加入者を対象にした傷病手当制度が必要である。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

- 1.国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、市町村が保険料(税)を引き上げることをしないよう、十分な保険者支援を行うこと。
- 2.国民健康保険に出産手当金を給付できるよう予算措置を行うこと。
- 3.国民健康保険に傷病手当金を給付できるよう予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

知立市議会議長 小林 昭弼 殿

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修

中島 孝之

「物価高に即した年金増額、公的年金制度の改善を求める意見書」採択についての請願書

【請願の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

老齢年金をはじめ障害年金、遺族年金の2023年度改定は、物価上昇率を大きく下回るものとなっています。急激な物価上昇が進行する中で、月額10万円に満たない低年金受給者は2千万人を超え、ことに女性の低年金の実情は深刻さを増しています。

憲法25条に基づくナショナル・ミニマム保障として、物価高に即した年金増額と公的年金制度の改善が必要です。

その対策として、①2024年度の年金額改定は物価上昇率に基づき増額すること。②国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること——の2点を国に対して要望することが必要です。

そのため、「物価高に即した年金増額、公的年金制度の改善を求める意見書」の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書（例）を添付させていただきます。

物価高に即した年金増額、公的年金制度の改善を求める意見書(案)

老齢年金をはじめ障害年金、遺族年金の 2023 年度改定は、物価上昇率を大きく下回るものとなっている。

急激な物価上昇が進行する中で、月額 10 万円に満たない低年金受給者は 2 千万人を超え、ことに女性の低年金の実情は深刻さを増している。

憲法 25 条に基づくナショナル・ミニマム保障として、物価高に即した年金増額と公的年金制度の改善を求める。

1. 2024 年度の年金額改定は物価上昇率に基づき増額すること。
2. 国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分 3 万 3 千円をすべての高齢者に支給すること。

以上、地方自治法第 99 条規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

知立市議会議員 小林 昭式 殿

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修
中島 孝之

「介護保険制度の改善を求める意見書」採択についての請願書

【請願の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

介護保険が始まってから23年。この間、65歳以上加入者の保険料は2倍以上、利用者2割、3割負担の導入など国民の負担は増え続け、政府が掲げる「介護離職ゼロ」とは裏腹に介護のための離職者は毎年約10万人に及ぶなど、「介護の社会化」とは正反対の状況が続いています。

さらに、新型コロナウイルスの感染爆発や物価高騰により、新たな介護弱者が生み出され、介護現場では経営難と深刻な人手不足が続いています。

今、まさに、このような加入者、利用者、事業所、介護従事者が抱えている困難を解決するために緊急の改善策が求められています。

ところが、政府は2024年4月からの第9期介護保健事業計画、介護報酬改定に向けて、利用者負担の2割負担拡大、老人保健施設での多床室の室料徴収などの利用者負担増計画をすすめる、さらにはケアプランの有料化、要介護1・2の訪問介護等の総合事業への移行など、いっそうの給付削減、利用者負担増を引き続き検討しようとしており、到底容認できるものではありません。

そこで、国において、①新たな給付削減・負担増はおこなわず、拡大・軽減すること。②特別養護老人ホームの入所対象を要介護1以上に戻すこと。③介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。④公費負担削減のための保険料引き上げをせず、公費をさらに投入して介護保険料を引き下げること。⑤以上の制度改善、高齢者の介護保険料負担を軽減するために、保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること。——を行うことが必要です。

そのため、「介護保険制度の改善を求める意見書」の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書(例)を添付させていただきます。

介護保険制度の改善を求める意見書(案)

介護保険が始まってから 23 年。この間、65 歳以上加入者の保険料は 2 倍以上、利用者 2 割、3 割負担の導入など国民の負担は増え続け、政府が掲げる「介護離職ゼロ」とは裏腹に介護のための離職者は毎年約 10 万人に及ぶなど、「介護の社会化」とは正反対の状況が続いている。

さらに、新型コロナウイルスの感染爆発や物価高騰により、新たな介護弱者が生み出され、介護現場では経営難と深刻な人手不足が続いている。

今、まさに、このような加入者、利用者、事業所、介護従事者が抱えている困難を解決するために緊急の改善策が求められている。

ところが、政府は 2024 年 4 月からの第 9 期介護保健事業計画、介護報酬改定に向けて、利用者負担の 2 割負担拡大、老人保健施設での多床室の室料徴収などの利用者負担増計画をすすめ、さらにはケアプランの有料化、要介護 1・2 の訪問介護等の総合事業への移行など、いっそうの給付削減、利用者負担増を引き続き検討しようとしており、到底容認できない。

よって、国においては介護保障を充実するために、次の事項の改善を求める。

1. 新たな給付削減・負担増はおこなわず、拡大・軽減すること。
 - ① 利用料の 2 割負担、3 割負担を 1 割に戻すこと。低所得者の利用料減免措置を講じること。
 - ② 老人保健施設での多床室室料の徴収、ケアプラン有料化など、これ以上の利用者負担増はしないこと。
 - ③ 総合事業に移行した要支援 1・2 の訪問介護等の「従前相当サービス」を現行の予防給付に戻すこと。要介護者に対象を広げないこと。
 - ④ 2021 年 8 月から実施した補足給付の改定を取りやめ、「資産要件」「配偶者要件」を撤廃すること。補足給付の対象を認知症グループホーム、介護付き有料老人ホームなど特定施設に拡大すること。
 - ⑤ 訪問介護の回数による届出制限は中止すること。
 - ⑥ 福祉用具貸与を買い取り制度に変更しないこと。
2. 特別養護老人ホームの入所対象を要介護 1 以上に戻すこと。
3. 介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。
4. 公費負担削減のための保険料引き上げをせず、公費をさらに投入して介護保険料を引き下げる
- こと。
5. 以上の制度改善、高齢者の介護保険料負担を軽減するために、保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

知立市議会議長 小林 昭弼 殿

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修

中島孝之

「介護労働者の労働環境の改善を求める意見書」採択についての請願書

【請願の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

介護の現場は慢性的な人手不足が続いており、質の高いケアが提供できない状況です。人が足りず目が届かないことからくる転倒・骨折などの事故は後を絶たず、余裕がなくやりたい介護ができないことが離職にもつながっている状況です。

厚生労働省の調査「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計について」では、2025年までに約38万人の介護人材が不足するとしています。介護現場の低賃金・過重労働は介護職員の離職を招き、2007年には離職率が21.6%にまで達し、それ以降も16～17%と高い水準で推移しています。

質の高い介護サービスを確保するためには、介護職が働き続けられる労働環境の整備が必要です。介護職の賃金は全産業平均より約8万円も低くなっており、これが離職に拍車をかけています。将来的にも必要不可欠な仕事である介護職の確保を行うためには、全産業平均までの賃金の引き上げが求められます。

介護施設の夜勤体制は、小規模施設はほとんどが一人体制となっており、仮眠はおろか、休憩時間すら取れない労働基準法違反の状態が放置されています。1人夜勤のプレッシャーが離職にもつながっており、1人夜勤で他者の目がいないこと、介護職の精神的余裕がないことが、虐待にもつながっています。

障害者施設で、1人夜勤中に職員が急死して利用者が朝まで放置となってしまった事例も起こっています。1人夜勤では利用者も職員も守れないことは明らかであり、早急な改善が求められます。

こうしたことから、「介護労働者の労働環境の改善を求める意見書」の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書（例）を添付させていただきます。

国への意見書⑤

介護労働者の労働環境の改善を求める意見書(案)

介護の現場は慢性的な人手不足が続いており、質の高いケアが提供できない状況である。人が足りず目が届かないことからくる転倒・骨折などの事故は後を絶たず、余裕がなくやりたい介護ができないことが離職にもつながっている。

厚生労働省の調査「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計について」では、2025 年までに約 38 万人の介護人材が不足するとしている。介護現場の低賃金・過重労働は介護職員の離職を招き、2007 年には離職率が 21.6%にまで達し、それ以降も 16～17%と高い水準で推移している。

質の高い介護サービスを確保するためには、介護職が働き続けられる労働環境の整備が必要である。介護職の賃金は全産業平均より約 8 万円も低くなっており、これが離職に拍車をかけている。将来的にも必要不可欠な仕事である介護職の確保を行うためには、全産業平均までの賃金の引き上げが求められる。

介護施設の夜勤体制は、小規模施設はほとんどが一人体制となっており、仮眠はおろか、休憩時間すら取れない労働基準法違反の状態が放置されている。1人夜勤のプレッシャーが離職にもつながっている。1人夜勤で他者の目がいないこと、介護職の精神的余裕がないことが、虐待にもつながっている。

障害者施設で、1人夜勤中に職員が急死して利用者が朝まで放置となってしまった事例も起こっている。1人夜勤では利用者も職員も守れないことは明らかであり、早急な改善が求められる。夜勤は複数体制を基本に人員配置基準を見直し、複数配置できるよう国として財政支援を行うことを求める。

よって、国においては、以下の改善を要望する。

1. 介護労働者の安定雇用のために処遇を改善すること。
2. 夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

知立市議会議長 小林 昭弼 殿

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修

中島孝文

「18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書」採択についての請願書

【請願の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は53市町村（98%）が実施しています。さらに、入院・通院とも「18歳年度末まで無料」は30市町村（56%）が実施しており、入院の「18歳年度末まで無料」は51市町村（94%）が実施している状況です。（2023年8月1日時点、実施予定を含む）

厚労省の全国の実施状況調査でも、18歳年度末までの助成を行っている自治体は、入院で47%、通院で52%と、全国的にも増加しています（2021年4月1日時点）。

このような現状を鑑みれば、18歳年度末までを対象とした医療費助成制度を国の責任で創設することは全国民的な願いだと考えます。

子ども医療費助成に関し、全国知事会など地方3団体も、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を国に求めています。

以上のことから、子育て支援の観点から、国の責任で18歳年度末までの医療費無料制度を創設することが必要です。

そのため、「18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書」の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書（例）を添付させていただきます。

国への意見書⑥

18 歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書(案)

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は 53 市町村(98%)が実施している。さらに、入院・通院とも「18 歳年度末まで無料」は 30 市町村(56%)が実施し、入院の「18 歳年度末まで無料」は 51 市町村(94%)が実施している。(2023 年 8 月 1 日時点、実施予定を含む)

厚労省の全国の実施状況調査でも、18 歳年度末までの助成を行っている自治体は、入院で 47%、通院で 52%と、全国的にも増加している(2021年 4 月 1 日時点)。

このような現状を鑑みれば、18 歳年度末までを対象とした医療費助成制度を国の責任で創設することは全国民的な願いである。

子ども医療費助成に関し、全国知事会など地方3団体も、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を国に求めている。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

- 1.子育て支援の観点から、国の責任で 18 歳年度末までの医療費無料制度を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

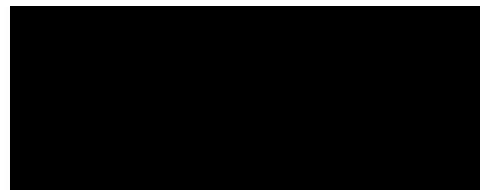
提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

2023年10月17日

知立市議会議員 小林 昭弼 殿

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修
中島 孝之

**「障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書」
採択についての請願書**

【請願の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

障害者、その家族、支援者は、たとえ障害を持っているとしても、そのことがこの国で生きていくことの妨げにならないことを願っています。

しかし、現状では、本人の精一杯の努力と家族、支援者の献身をもってしても、障害者や家族がこの国で安心して生きていくことに、十分な展望を持てずにいます。そのことによる心中事件も後を絶たず、その最悪な選択を思いとどまっている障害者、家族が数多くいるのが現状です。

2022年9月には、国連の障害者権利委員会が総括所見（勧告）を出し、障害者権利条約にふさわしい国内法制の再整備を日本政府に求めています。

国は、障害者、その家族に依存するのではなく、障害者が希望する支援を受け、自分らしく暮らせる状況を早期に実現するため、①家族介護の限界は深刻化する一方である。さらに行き場のない障害者をつくるような脱施設化ではなく、多様な暮らしの場を選択できるように整備すること。②現行の入所施設、グループホーム、訪問系サービスなど、どこで誰と生活しても、同年齢の市民と同じ生活水準（制限や制約がされない暮らしの場）が保障されるようにすること。③2024年度の報酬改定に向けて、入所施設利用者・待機者の実態把握のために、全国の自治体と協力して、入所施設の待機者数を調査すること。④2024年度の報酬改定は、物価上昇・実際の支援を想定した報酬に引き上げること。⑤前4項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること——に取り組む必要があります。

そのために、「障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書」の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書（例）を添付させていただきます。

障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書(案)

障害者、その家族、支援者は、たとえ障害を持っているとしても、そのことがこの国で生きていくことの妨げにならないことを願っている。

しかし、現状では、本人の精一杯の努力と家族、支援者の献身をもってしても、障害者や家族がこの国で安心して生きていくことに、十分な展望を持てずにいる。そのことによる心中事件も後を絶たず、その最悪な選択を思いとどまっている障害者、家族が数多くいる。

2022年9月には、国連の障害者権利委員会が総括所見(勧告)を出し、障害者権利条約にふさわしい国内法制の再整備を日本政府に求めている。

国は、障害者、その家族に依存するのではなく、障害者が希望する支援を受け、自分らしく暮らせる状況を早期に実現するため、下記の事項を強く要望する。

1. 家族介護の限界は深刻化する一方である。さらに行き場のない障害者をつくるような脱施設化ではなく、多様な暮らしの場を選択できるように整備すること。
2. 現行の入所施設、グループホーム、訪問系サービスなど、どこで誰と生活しても、同年齢の市民と同じ生活水準(制限や制約がされない暮らしの場)が保障されるようにすること。
3. 2024年度の報酬改定に向けて、入所施設利用者・待機者の実態把握のために、全国の自治体と協力して、入所施設の待機者数を調査すること。
4. 2024年度の報酬改定は、物価上昇・実際の支援を想定した報酬に引き上げること。
5. 前4項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

2023年10月17日

知立市議会議長 小林 昭弼 殿

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修
中島孝之

**「医療・介護・福祉・保育など公的価格で運営される職場に対し物価高騰対策を
今まで以上に行うことを求める意見書」採択についての請願書**

【請願の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

2022年4月からはじまった食品や電気・ガスなどのエネルギー価格などの高騰が続いています。帝国データバンクの調査では、2023年8月には1100品目が引き上がり、9月には2200品目、10月には4000品目の値上予定が報告されています。また、物価高騰の影響もあり、8月8日に報告された毎月勤労統計調査の速報値は、名目賃金が前年同月比15カ月連続プラスとなっているにもかかわらず、消費者物価指数を引いた実質賃金では前年同月比18カ月連続マイナスと、多くの市民の生活が苦しくなっていることは明白です。

すべての市民に物価高騰の影響がでていますが、とりわけ医療・介護・福祉・保育など公的価格によって運営されるケア労働の現場では深刻な問題です。国や自治体からの補助金をもとに運営されるため、物価高騰対策補助金がなければ運営困難となってしまう現状があります。施設では利用者の食費や居住費など利用料に影響がでないように運営の工夫がされていますが、補助金がなくなってしまうと、利用料への転嫁がおり、利用を控える利用者が出かねません。また、この間の物価高騰対策は職員に対する補助は行われていません。2022年2月に緊急経済対策で行われた保育・介護・福祉は9000円程度、医療は12,000円程度の賃金引上げのような、職員に対する直接的な支援がなければ、職員の生活も守れず最終的には利用者の人権が脅かされてしまいます。

2024年4月には、医療・介護・障害の報酬改定が行われますが、報酬改定に組み込まれれば利用者負担に跳ね返ってしまうことから、報酬改定とは別での補助金の仕組みが必要です。コロナ対策での地域医療介護総合確保基金を活用した「かかり増し経費」のように、基金を活用するなど物価高騰から利用者・職員の生活、施設の運営を守るための国としての施策が必要です。

こうしたことから、「医療・介護・福祉・保育など公的価格で運営される職場に対し物価高騰対策を今まで以上に行うことを求める意見書」の採択をお願いいたします。

なお、参考に、別紙にて意見書（例）を添付させていただきます。

医療・介護・福祉・保育など公的価格で運営される職場に対し 物価高騰対策を今まで以上に行うことを求める意見書(案)

2022 年 4 月からはじまった食品や電気・ガスなどのエネルギー価格などの高騰は、今までにない引き上げが続いている。帝国データバンクの調査からは、2023 年 8 月には 1100 品目が引き上がり、9 月には 2200 品目、10 月には 4000 品目の値上予定が報告されている。また、物価高騰の影響もあり、8 月 8 日に報告された毎月勤労統計調査の速報値は、名目賃金が前年同月比 15 か月連続プラスとなっているにも関わらず、消費者物価指数を引いた実質賃金では前年同月比 18 か月連続マイナスと、多くの市民の生活が苦しくなっていることは明白である。

すべての市民に物価高騰の影響がでているが、とりわけ医療・介護・福祉・保育など公的価格によって運営されるケア労働の現場では深刻な問題である。国や自治体からの補助金をもとに運営される施設であるため、物価高騰対策補助金がなければ運営困難となってしまう。施設では利用者の食費や居住費など利用料に影響がでないように運営の工夫がされているが、現在行われている物価高騰対策の補助金がなくなってしまうと、利用料への転嫁がおこり、利用を控える利用者が出かねない。また、この間の物価高騰対策は、利用者の権利保障のために施設運営にかかわる補助金となっているが、職員に対する補助は行われていない。2022 年 2 月に緊急経済対策で行われた保育・介護・福祉は 9000 円程度、医療は 12,000 円程度の賃金引上げのような、職員に対する直接的な支援がなければ、職員の生活も守れず最終的には利用者の人権が脅かされてしまう。

2024 年 4 月には、医療・介護・障害の 3 分野で報酬改定が行われるが、報酬改定に組み込まれれば利用者負担に跳ね返ってしまうことから、報酬改定とは別での補助金の仕組みが必要である。コロナ対策での地域医療介護総合確保基金を活用した「かかり増し経費」のように、基金を活用するなど物価高騰から利用者・職員の生活、施設の運営を守るために、以下のことを要望する。

1、医療・介護・福祉・保育など公的価格で運営される職場に対し、物価高騰対策を今まで以上に行うこと。

- ①物価高騰対策を継続し、施設運営が成り立つようにすること。また自治体ごとの采配にならないように、全国的に水準を引き上げること。
- ②利用者が今までの利用者負担で施設利用できるよう、食費・居住費の補助をすること。
- ③職員に対して、物価高騰対策補助金を新設すること。

2、地域医療介護総合確保基金の活用を促進するよう自治体に通達し、運用を広げること。

以上

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

2023年10月17日

知立市議会議長 小林 昭式 殿

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修

中島 孝之

「小中学校の給食費無償化を求める意見書」採択についての請願書

【請願の趣旨】

住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

学校給食の食材費高騰が深刻です。多くの自治体が地方創生臨時交付金の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用して、給食食材費への支援をおこなっていますが、「臨時交付金がなくなったら補助を続けられない」との声が上がっています。

小中学校とも給食費が今年度無償、あるいは今年度実施予定の自治体は482、小学校のみは14、中学校のみは17となっています。

公費による食材費への補助がなくなれば、保護者負担を上げるか、給食の質を下げることになります。子どもたちに給食を通じた豊かな教育を保障するために、国が力を発揮することが必要だと考えます。

国が小中学校、特別支援学校の児童・生徒（の保護者）に対して、給食費を補助する「学校給食無償化補助金」を創設する必要があります。

そのために、「小中学校の給食費無償化を求める意見書」の採択をお願いいたします。
なお、参考に、別紙にて意見書（例）を添付させていただきます。

小中学校の給食費無償化を求める意見書(案)

学校給食の食材費高騰が深刻である。多くの自治体が地方創生臨時交付金の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用して、給食食材費への支援をおこなっているが、「臨時交付金がなくなったら補助を続けられない」との声が上がっている。

小中学校とも給食費が今年度無償、あるいは今年度実施予定の自治体は482、小学校のみは14、中学校のみは17である。

公費による食材費への補助がなくなれば、保護者負担を上げるか、給食の質を下げることになる。子どもたちに給食を通じた豊かな教育を保障するために、国が力を発揮することが必要である。物価高騰が続く中、学校給食費の保護者負担を軽減するとともに給食の質を維持向上させることを目的として以下のことを求める。

- 1.小中学校、特別支援学校の児童・生徒(の保護者)に対して、給食費を補助する「学校給食無償化補助金」を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

令和5年11月6日

知立市議会議員 小林 昭式 様

(請願団体)

(紹介議員)

佐藤 修
中島 孝之

小中学校給食費無償化を求める請願書

コロナ禍で打撃を受けた市民の暮らしや生業は、異常な物価高騰と円安により、一段と厳しくなっており、貧困と格差は拡大し、貧困化は子どもにも大きな影響を与えています。どのような家庭に生まれた子どもであっても、健やかな成長が保障されることが、大変重要です。

このような状況の中、全国では482市町村、愛知県では22市町村で制度として学校給食への独自の補助を実施しています。

知立市においても、小中学校の給食費無償化実施に向けた早急な検討を望みます。

【請願項目】

小中学校の給食費を無償にしてください。

令和5年11月6日

知立市議会議長 小林 昭式 様

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修

中 島 孝之

18歳年度末までの医療費無料化を求める請願書

子どもが、安心して医療機関に受診できるようにすることは、最大の子育て支援策と言えるところです。

愛知県内では、27市町村が通院・入院ともに18歳年度末まで、医療費を無料にしています。医療が必要な子どもに受診抑制が働かないよう、自己負担をなくすことが求められています。

知立市においては、入院については18歳年度末まで実施いただいておりますが、通院については、窓口負担ありの状況にあります。

【請願項目】

子どもの医療費無料制度を通院・入院とも18歳年度末まで実施してください。

令和5年11月6日

知立市議会議長 小林 昭式 様

(請願団体)



(紹介議員)

佐藤 修

中島孝之

予防接種に対する助成制度を求める請願書

流行性耳下腺炎ワクチンは、現在任意接種となっていますが、日本耳鼻咽喉科学会の調査で、合併症による難聴が、2015年。2016年の2年間で348人診断されたと発表され、学会として定期接種を求めています。また、成人になってから罹患すると生殖機能への影響が言われております。

帯状疱疹は、加齢により増加傾向であると言われ、合併症や帯状疱疹後神経痛により、長期にわたり苦しむ患者が多くなっております。

子どもがインフルエンザに罹患すると、学級閉鎖や看病のために仕事を休まざるを得ず、保護者の負担は大きいものがあります。現状、任意接種となっており、費用の面においても保護者の負担となっております。

これらの疾病を予防するためには、予防接種が有効であり必要です。愛知県内では、流行性耳下腺炎31、帯状疱疹37、インフルエンザ22の市町村で助成を実施しております。

知立市におかれましても、以下の対応を求めます。

【請願項目】

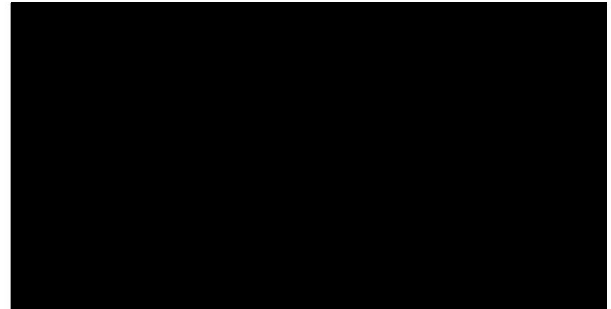
流行性耳下腺炎、帯状疱疹、子どものインフルエンザの各ワクチン接種について、自己負担無料の助成制度を設けてください。

令和 5 年 11 月 13 日

知立市議会議長 小林 昭弐 様

陳情者
住所

氏名



「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の 提出を求める陳情書

【陳情趣旨】

政府は、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することを含んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（マイナンバー法等一部「改正」法）」を成立させ、2024 年秋の保険証廃止に向けて準備を進めています。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化については、法案審議の過程やその後の各種調査のなかで様々な問題が明らかになっています。別人情報が紐付け・登録されている事例など、大きな医療事故に繋がりがねない重大なトラブルも続々と報告されており、このような問題を解決しないまま、現行の健康保険証を廃止することは国民の健康と命を脅かすものです。

問題を解決するのにもっとも有効な方法は、これまで同様、健康保険証は全員に交付した上で、マイナンバーカードの保険証利用は任意とすることです。

つきましては、国に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを要請します。

【陳情事項】

国に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出してください。

現行の健康保険証の存続を求める意見書(案)

政府は、2023 年の通常国会で、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することを含んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(マイナンバー法等一部「改正」法)」を成立させ、2024 年秋の保険証廃止に向けて準備を進めている。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化については、法案審議の過程やその後の各種調査で様々な問題が明らかになってきている。別人情報が紐付け・登録されている事例など、命に関わる事故に繋がりがかねない重大なトラブルも続々と報告されている。この様な問題を解決しないまま、2024 年秋に現行の健康保険証を廃止することは国民の健康と命を脅かすものである。

愛知県保険医協会が実施した会員アンケート調査(回答数 937 件)では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関 805 件のうち、約 7 割にあたる 565 件が何らかのトラブルを経験している。トラブルの内容として、他人の情報が紐づけられていたケースが 16 件あり、誤紐づけによる投薬・診療情報の取り違えは、命に関わる事故につながりがかねない。機微性の高い医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことは重大な問題である。また、保険資格が確認出来ず、窓口で 10 割負担となったケースが 65 件あり、経済的理由により受診が困難となることも懸念される。

健康保険証の廃止ありきで、マイナンバーカードの代理交付・申請補助や第三者によるマイナンバーカード管理を進めるならば、協力を求められる医療・介護現場には負担と責任が課せられ、人手不足にも拍車がかかる。自治体の窓口でも発行業務に加えて、住民からの相談への対応も迫られており、現場への負荷が大きくなっている。

これらの問題を解決するのにもっとも有効な方法は、これまで同様、健康保険証は全員に交付した上で、マイナンバーカードの保険証利用は任意とすることである。

このため、国においては 2024 年秋以降も現行の健康保険証を存続することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣 宛

『パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書』

の提出を求める陳情書

知立市議会議長

令和 5年 11月 21日

小林 昭弐 様

(陳情の趣旨)

世界保健機関(以下「WHO」)では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO 憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則(IHR2005)(以下「国際保健規則」)を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関する WHO 条約、協定その他の国際文書」(以下「パンデミック条約」)を新しく制定する協議が、令和3年12月の WHO 総会以降の政府間交渉会議(INB)において、同時並行で進められています。

令和6年5月の WHO 総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されています。

現在 WHO のウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

- 加盟国が WHO の勧告に従うことを予め約束し、WHO の勧告に法的拘束力を持たせる
- WHO が国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断が WHO の勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念されます。

また第18条に「虚偽の誤解を招く誤情報または技情報と闘う」という文言があり、WHO や政府の公約見解と整合しないものを一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見・表現の自由が制限されてしまうことが想定される。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にあります。よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する旨の意見書を提出いただきたく、よろしくお願いいたします。

(陳情事項)

- 1、現在 WHO 総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること
- 2、議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること
- 3、パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること。

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書(案)

世界保健機関(以下「WHO」)では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO 憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則(IHR2005)(以下「国際保健規則」)を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関する WHO 条約、協定その他の国際文書」(以下「パンデミック条約」)を新しく制定する協議が、令和3年12月の WHO 総会以降の政府間交渉会議(INB)において、同時並行で進められている。

令和6年5月の WHO 総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。

現在 WHO のウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

- 加盟国が WHO の勧告に従うことを予め約束し、WHO の勧告に法的拘束力を持たせる
- WHO が国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断が WHO の勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念される。

また第18条に「虚偽の誤解を招く誤情報または技情報と闘う」という文言があり、WHO や政府の公約見解と整合しないものを一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見・表現の自由が制限されてしまうことが想定される。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとはいえない状況にある。よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 現在 WHO 総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること
- 2 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること
- 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 11 月 21 日

知立市議会議長 小林 昭弼 様